

自転車の安全で適正な利用の促進に 関する条例

兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室

兵庫県では、県民、事業者等及び行政が協働して、自転車の安全適正利用に関する運動を展開し、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定した（条例第6号として平成27年3月19日公布、同年4月1日施行）。

自転車利用者に損害賠償保険の加入を義務付ける全国初の規定を盛り込んでいる。

1 はじめに

兵庫県における全人身事故件数は、全国推移と同様に、年々減少傾向にあります。

そして、自転車に関係する事故も減少傾向ではあるものの、依然として全人身事故の20%以上を占め、とりわけ、自転車が加害者となることが多い歩行者と自転車の事故については、全体的な減少傾向とは逆に、平成16年から平成25年の10年間で約1.9倍に増加していました。

自転車は、健康増進や環境問題への関心により、県民生活に密着し幼児から高齢者まで幅広い世代に利用される交通手段です。

また自動車のように運転免許制度がないこ

とから、運転免許の更新時講習のような定期的な講習機会もなく、自転車は講習を受けずとも車両を運転することができます。

そこで、平成25年中の自転車乗車中死傷者の事故原因を分析すると、交通事故の発生原因のひとつとして、信号無視などの基本的な交通ルールが守られていないなど、約9割の自転車運転者に何らかの交通違反が認められるものでした。

さらには、県内にて発生した小学生の児童が運転する自転車と歩行者との事故は、自転車側に9520万円という高額な損害賠償事例となるなど、全国的に見ても高額な損害賠償事例が見られます。

自転車には、自動車のような自賠責保険制

度がないことから、被害者の救済を行い、加害者の経済的負担を軽減させるためには、保険への加入が必要となりますが、この自転車保険に対する県民の加入率は、平成25年に県が行ったアンケート調査によると推計24.3%でした。

また、自転車は、転倒の際に身体を保護する設備を有していないため、頭部などを負傷して重傷を負う可能性が高く、平成25年中の自転車乗車中の死者23人のうち、頭部が損傷主部位となる人数は18人に上り、そのうち15人を高齢者が占めている状況にありました。

このような状況から、県としては自転車の安全利用等への対策が喫緊の課題となっていました。

図1 兵庫県における人身事故件数

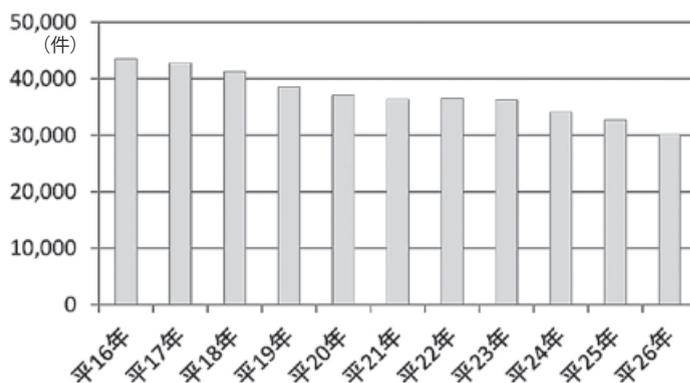
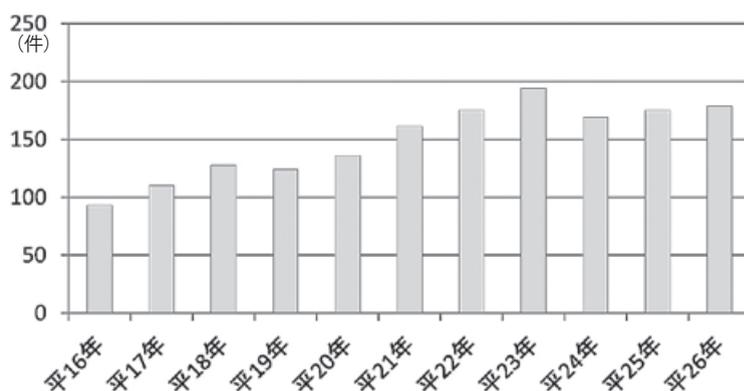


図2 人対自転車の人身事故件数



2 「自転車の安全な利用等に関する検討委員会」での検討、提言

(1) 「自転車の安全な利用等に関する検討委員会」及び「自転車保険専門部会」の設置
 前述の現状を踏まえ、兵庫県では自転車の交通安全利用等の対策強化を図るため、平成26年5月に、自転車利用者、自転車販売業者、損害保険関係者、行政関係者、大学関係者などの自転車の安全に関わる有識者などで構成

と問題点を絞り、その改善に向け取り組むべき事項について検討を行っていただきました。
 ・ 地域ぐるみによる自転車交通安全の推進
 ・ 安全な環境づくり
 ・ 自転車事故への備え
 また保険専門部会では、自転車の安全で適正な利用のため、技能及び知識の習得等とも
 により、被害者の救済や加害者の経済的負担軽減を目的として、自転車利用者等の保険加入義務化を含め、自転車損害賠償責任保険等

する「自転車の安全な利用等に関する検討委員会」を設置し、委員会内に保険関係の有識者等で構成する「自転車保険専門部会」を設置しました。
 検討委員会では、歩行者や自転車がどうあるべきかを議論し、現

の加入促進方策について、検討を重ねていただきました。

(2) 検討委員会からの提言

検討委員会は計3回、保険専門部会は計4回開催され、最終的に平成27年1月に提言がとりまとめられました。

この提言には、先の絞られた3つの問題点についての検討した内容が明らかとなっております。

まず1点目の地域ぐるみによる自転車交通安全の推進については、取り組むべき課題として、特定の年齢層に偏らない継続的かつ体系的な講習を行っていくことが重要とされ、交通ルールの遵守と交通マナーを徹底していくには、県民一人ひとりの意識高揚はもとより、県民、行政、警察、団体等の主体がそれぞれに応じた講習、広報啓発などの役割を担い、かつ、互いに連携・協働して、地域ぐるみで自転車の安全利用を推進するための活動に取り組んでいく必要がある、とされています。

2点目の安全な走行環境づくりとしては、既存道路空間を見直すなど、自転車道やレーン等の専用通行路を整備するとともに、安全な歩行空間の確保に努めるべきとのハード面の対策と、ソフト面としての放置自転車の対策等を効果的に組み合わせることが重要であり、駐輪や駐車が及ぼす問題を運転者が理解

することも必要である、とされています。

そして、3点目の自転車事故への備えとしての検討結果については次のとおりとなります。

まず自転車保険については、自転車保険専門部会にてとりまとめられた「自転車損害賠償保険等の加入促進方策」により、既存の損害賠償保険等への加入促進を図ることが望ましく、そのためには、条例により自転車の利用者及び所有者（ただし、利用者及び所有者が未成年の場合はその保護者）及び業として自転車を利用する企業等の所有者を対象とし、罰則を設けない自転車保険への加入義務を課すことが必要である、とされました。

さらに、事故被害軽減については、ヘルメット着用促進と反射器材の整備促進を挙げ、道路交通法に規定のある児童・幼児のほか、頭部損傷による死者数が多い高齢者を中心に、自転車利用者はヘルメットの着用を努めるべきであるとされ、反射器材についても後部のみならず、車輪等の側面部分への反射器材の取付けも心がける必要があるとされました。これら3点の課題に対する検討結果から、検討委員会では、県において自転車の安全利用等に関する条例を制定するとともに、自転車利用者及び事業者等が一体となった県民運動として取り組むことにより、県民総ぐるみで自転車の安全利用を促進していかなければ

ならないとの「兵庫県における自転車の安全利用等に関する提言」がとりまとめられ、この提言を踏まえ条例案が平成27年2月の県議会に上程され、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成27年3月に制定されたのです。

3 条例の概要

条例は全17条で構成されています。

(1) 目的（第1条）

自転車の安全利用に取り組むための各役割や県、市町の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本事項を定め、県民、事業者、交通安全団体、市町及び県が、県民運動として社会全体で協働していくことで、歩行者、自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(2) 各主体の役割（第2条から第4条）

県民、事業者、交通安全団体の各主体における、それぞれの立場での啓発などの取組みを自主的かつ積極的に実施に努め、あるいは推進していくことが規定されました。

(3) 県、市町の責務（第5条、第6条）

自転車の安全適正利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策の策定とこれを実施すること等とした県の責務や、県の施策に準じた

施策を実施するなどの市町の責務が規定されました。

(4) 交通安全教育等（第7条、第8条）

県は交通安全教育及び啓発を行うものとし、保護者や学校、事業者については家庭、児童、生徒、従業員等に対して必要な教育を行うよう努めなければならないと規定されました。

(5) 高齢者の同居者等の助言（第9条）

高齢者に対し、同居者等家族ぐるみで、乗車用ヘルメットの着用等について助言を行うように規定されました。

(6) 自転車小売業者等の情報提供（第10条）

自転車販売店である自転車小売業者やレンタルサイクル店である自転車貸付業者が、自転車を購入しようとする人やレンタルしようとする人に対して、安全適正利用についての必要な情報を提供するように規定されました。

(7) 自転車の安全適正利用（第11条）

自転車利用者に対して、自転車関係法令の遵守や、法令で定める前照灯の点灯などのほか、車輪の側面に反射器材を装着した自転車の利用に努めることが規定されました。

また保護者には、その監護する幼児又は児童に対し、乗車用ヘルメット等の着用を努めることが規定されました。

(8) 自転車の点検及び整備（第12条）

自転車利用者、保護者に対して必要な点検

及び整備を行うように規定されました。

(9) 自転車損害賠償保険等の加入 (第13条)

県内における自転車利用者に対して、自転車損害賠償保険等（その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができるとする保険又は共済をいう）への加入が義務づけられました。

加入義務の対象は、県内の自転車利用者及び業務として自転車を利用する事業者が対象となり、未成年者が利用する場合はその保護者に義務がかかります。

なお、罰則はありません。

(10) 自転車損害賠償保険等の加入の確認等 (第14条)

自転車販売店やレンタルサイクル店に対して、自転車を販売等する場合、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認する義務が規定され、確認できないときは、保険加入の必要性のほか、保険加入を勧めるものとすることが規定されました。

なお、保険等への加入について確認する規定に罰則はありません。

(11) 自転車損害賠償保険等に関する情報提供 (第15条)

県、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等に対して、自転車損害賠償保険等の情報提供などについて規定され

ました。

(12) 環境の整備等 (第16条)

県は自転車レーン等の整備に努めるとともに、市町が行う放置自転車対策等について必要な支援を行うことと規定されました。

(13) その他

第17条については補則であり、条例の施行にあたり必要な事項は、規則に委任することとされました。

附則として、本条例は平成27年4月1日から施行し、第13条及び第14条は同年10月1日から施行するとされました。

なお、第11条における車輪側面への反射器材の装着、第13条の自転車損害賠償保険等の加入義務化、第14条の自転車損害賠償保険等の加入の確認等については他都府県条例になり、本県独自の規定となっています。

4 条例に基づく取組

兵庫県では、これまで各市町、警察、交通安全団体等と協力し自転車安全利用に関する県民運動に取り組んでいますが、この条例に基づき以下のような取組を新たに行っています。

(1) 「自転車ハンドブック」等啓発資料の作成、条例啓発動画の配信

兵庫県では、自転車利用者に対して体系的な自転車安全講習を行うために、「小学生向

け指導者用」、「中学生向け指導者用」、「高校生・一般向け用」の主に指導者用とした3種類の「自転車ハンドブック」を作成しました。このハンドブックは、教育を受ける対象ごとに

① 対象（小学生、中学生、高校生以上の自転車利用者）に対する交通安全教育の目的

② 対象に対する交通安全教育の基本的な心得

③ 自転車利用者（対象別）の心得

④ 保護者に対する啓発

（保護者としての交通安全教育）

⑤ 条例制定の経緯

⑥ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

を柱として構成しています。

この「自転車ハンドブック」を、県内の全ての小・中・高等学校に配布し、各市町の交通安全担当や各警察署、単位交通安全協会等にも配布したところ、現場の指導者からは高い評価を得ることができました。

そして「自転車のハンドブック」の作成のほか、条例に関する啓発チラシ、ポスターを作成し、同様に県内の全ての学校などに送付しました。

また、条例についての動画については、条例



の内容や自転車の正しい通行方法等についてわかりやすく説明することで、学校での交通安全教室や自治会、老人会等での活用をも念頭に作成し、今後この動画を記録したDVDの貸し出し等を検討し、各主体における交通安全教育の一助となるように作業を進めています。

(2) 自転車安全利用啓発指導員の配置(1年間)

条例では、各主体の役割として、学校、自転車販売店、レンタサイクル事業者の役割等が規定されています。

そこで、「自転車安全利用啓発指導員」が、1年をかけて県内の全ての小、中、高校の各学校や自転車販売店、レンタサイクル店等を巡回し、条例の周知や協力要請、自転車損害賠償保険等に関する啓発指導を行うとともに、各地域で行われる交通安全キャンペーンへの参加と啓発活動を行うようにしました。

(3) 自転車販売店、レンタサイクル店との連携

自転車販売店、レンタサイクル店には条例により、自転車を購入しようとする者(自転車をレンタルしようとする者)に対し、自転車の安全適正利用に関して必要な情報の提供を行うとともに、自転車損害賠償保険等への加入についての確認義務と、確認できない場合は保険加入に関する情報を提供し、自転車保険への加入を勧めるようにするものとするとして規定しています。

そこで、条例の啓発チラシや自転車保険加入義務化啓発チラシ等を作成して各店舗に配布し、そのチラシを元に情報提供を行うよう依頼するとともに、保険加入確認の手順例を作成送付して、わかりやすく加入確認手順を例示しました。

(4) ひょうごのけんみん自転車保険制度の開発依頼

当時の様々な保険商品を確認していくと、

条例で自転車損害賠償保険等への加入を義務化するにあたり、いくつかの課題が見受けられました。

まず、義務化による自転車損害賠償保険等加入にあたっての県内で自転車を利用される個人や法人、各種団体への負担です。

自転車事故の賠償責任に備える保険としては、TSマーク付帯保険のような車体にかかる保険と個人賠償責任保険等のような人にかかる保険とがあり、多くの場合人にかかる保険に加入している状況がうかがえ、県が行ったアンケート調査によると加入率は推計24.3%でした。

また、この個人賠償責任保険等については、年間の保険料が1000円前後程度での商品があるものの、当時調査した中では、個人賠償責任保険等を単独で加入することができる商品は見当たらず、主契約となる各種損害保険等に付帯する特約保険となっていました。

つまり、TSマーク付帯保険のような車体にかかる保険以外では、主契約となる保険等に加入していない人が個人賠償責任保険等に加入しようとする、傷害保険や自動車保険などの主契約をした上で個人賠償責任保険の特約を付帯する必要がある、その場合の主契約となる保険の契約等の負担が課題となりました。

次に、年齢制限の問題です。

主契約となる保険商品の中には、高齢者になれば契約ができないなど、年齢制限によって保険加入ができないといった問題がありました。

そこで、県内の利用者に低廉で加入しやすい自転車損害賠償保険等の商品の開発を行うべく、保険制度の受け皿となる機関を模索し、従来から自転車をはじめ交通安全対策の活動を行っている（一財）兵庫県交通安全協会に依頼し、新たな保険の開発を行っていたこととなりました。

（一財）兵庫県交通安全協会では、これらの課題を踏まえ、一事故当たりの賠償補償金額を自賠責保険に準じた4000万円以上と設定し、年齢制限のない、さらには示談交渉サービスも付加した自転車事故の損害賠償を補償することができる保険を損害保険会社に依頼し、「ひょうごのけんみん自転車保険制度」が開発されました。

この保険は、3種類のプランが用意されており、最低のプランでは年間掛け金が1000円で自転車利用中による損害賠償について最大5000万円まで補償され、年齢制限がなく、示談交渉サービスが付帯されています。

また、この「ひょうごのけんみん自転車保険制度」は、（一財）兵庫県交通安全協会の

自転車会員に入会すると加入できるシステムとなっております。

最近では、この「ひょうごのけんみん自転車保険制度」を含め各損保会社等で様々な賠償保険や各種共済が開発されてきております。

県としましては、県内で自転車を利用される方々に対して、現在加入されている保険の補償内容等の確認をお願いし、自転車事故時における賠償責任の補償が付いている保険等に加入されていない場合には、各自にあった保険等に加入するよう呼びかけるとともに、業務において自転車を利用される会社や団体にも、業務中の自転車事故における賠償責任の補償が付いている施設賠償責任保険等への加入が必要であることも周知しています。

（5）自転車保険加入義務化の周知

4月以降これまで、新聞・テレビ等の各種広報媒体や、ホームページ、広報誌などへの掲載、学校、企業での各交通安全教室における講話・講習、各種会議での案内、他部局、他部門との連携、関係・協力団体への周知協力依頼等あらゆる機会を通じて条例の周知を図ってきました。

また10月より、県民に自転車損害賠償保険等の加入義務が施行されることから、保険等への加入義務化について周知徹底を図るため、県内の全ての市町の協力を得て、自治会での



回覧板等により「自転車保険加入義務化啓発チラシ」等を用いて周知を図りました。

5 今後の課題と展望

条例は4月に施行され、また10月からの自転車損害賠償保険等への加入義務化等が施行されたところであり、県民からは当室へ条例に関する問い合わせが寄せられ、また、平成27年6月の道路交通法の改正も相まって、県民の自転車の安全利用への関心は非常に高くなっています。

県としましてはこの機会を捉え、引き続き交通安全教室での講習やキャンペーン、イベントへの参加と啓発活動の実施、関係機関との連携等をさらに推進し、1件でも多くの自転車関係事故を抑制し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に取り組んでいきます。